すべての方の定率減税の引き下げ
年金受給者の各種控除などを廃止

所得税法と地方税法の一部改正で、平成17年中の収入（平成17年分の所得税、平成18年度分の住民税の計算の基礎となる金額）に係る分から、税金の計算が大きく変わります。特に65歳以上の方については、新たに所得税、住民税の納税者となる場合がありますのでご注意ください。

○定率減税の引き下げ

すべての納税者の方の定率減税の額が次の表1のように引き下げられました。

【表1】

区分	改正後	現行
所得税	所得税額の10％（上限12万５千円）	所得税額の20％（上限25万円）
住民税	所得割額の7.5％（上限２万円）	所得割額の15％（上限４万円）

○公的年金等控除の改正

公的年金（国民年金、厚生年金など）などの収入額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せして適用される部分が廃止されました。

ただし、特例措置として最低控除額１２０万円が適用になります。

○老齢者控除の廃止

65歳以上の方で、合計所得額が１０００万以下の方に適用されていた老年者控除（所得税50万円、住民税48万円）が廃止となります。

○個人住民税均等割の見直し

個人住民税均等割の納税義務を有する夫と生計を一つにする妻で、夫と同じ市町村に住所がある方に対する個人住民税（均等割）の非課税措置が廃止されました。平成18年度分から全額課税（一律４０００円）となります。

○65歳以上の方に係る個人住民税の非課税措置の廃止

年齢65歳以上の方で、前年の合計所得金額が１２５万円以下の方に係る個人住民税（均等割、所得割）の非課税措置が廃止されました。

なお、平成17年1月1日現在で65歳以上の方で、前年の合計所得金額が１２５万円以下の方は、18年度分は3分の2、19年度は3分の1が減額され、20年度からは全額課税となります。

○社会保険料控除の改正

国民年金保険料などに係る社会保険料控除の適用を受ける場合、社会保険庁が発行する国民年金保険料などの支払いをした旨の証明書を添付することが義務づけられました。

■問い合わせ先…役場税務課（☎35―2112）までどうぞ。

図書室漫歩

●開室時間　9:00～17:00
●休 室 日　毎週月曜日
TEL・FAX　36―1044

◇幼児向け

『ももんちゃん えーん えーん』
とよた かずひこ

ももんちゃんがお昼寝していると、ぴよぴよぴー、なきながらひよこさんがやってきました。ももんちゃんはひよこさんをなぐさめましたが、ひよこさんはなかなか泣き止みません。　童心社

◇小中学生向け

『うちからいらっしゃい ―七つの怪談―』
斉藤 洋

大学に研究室をもっている西戸先生は、時々、大学生を研究室に集めて「怪談クラブ」という会を開いています。そのクラブから、小学生の隆司くんの所に一通の葉書が届きました。　偕成社

◇幼児向け

『でこぼこフレンズ⑤ なになにつぼちゃん ペッタン』
丸山 もも子

ＮＨＫ教育テレビ、おかあさんといっしょで放送中のでこぼこフレンズのキャラクター、なになに、つぼちゃん、ペッタンの飛び出す絵本です。　小学館

◇一般向け

『人はなぜ生まれ いかに生きるのか』
江原 啓之

「病は気から」の本当の意味は「病は霊（たましい）から」である。病気を完治したいなら、霊を癒さなければならない。「江原スピリチュアル」の原点が、より深く分かります。　ハート出版